

晴れて大人の仲間入り

成人式



8月14日(土)、生涯学習センターで成人式を開催しました。

今年を対象者22人中19人が出席し、小林村長から一人ひとりに成人証書が手渡されました。

新成人代表のあいさつをしたのは加賀谷敏樹さん(羽立)。

両親への感謝と上小阿仁村への思いも込めながら「これからは自分の力で前に進み、その行動に責任を持たなければなりません。それは容易なことではありませんが、その壁を自分自身の力で乗り越えることができる人間になろうと思います」と力強く宣誓しました。

また、来賓の中学時代の恩師、嵯峨卓也先生が、「笑顔・あいさつ・「身だしなみ」を大切にするようにと成人式を迎えた教え子達へはなむけの言葉を贈りました。5年ぶりの対面に新成人達は背筋をシャンとして先生の言葉に耳を傾けていました。式を終えた新成人達は、お互いの近況報告や恩師を囲んで中学時代の思い出話に花を咲かせていました。

各種証明書等の発行

役場で発行している住民票等の証明書等について、平日に電話で証明書の発行を申し込んでいただくと、土曜日・日曜日にお渡しできる場合があります。

- 発行できる書類は、
- ・住民票
 - ・印鑑証明
 - ・資産証明
 - ・評価証明
 - ・所得証明
 - ・納税証明
 - ・課税非課税証明

詳しくは、電話でおたずねください。

これら証明書の受け取りは、本人に限ります。受領の際、運転免許証などの写真付きの証明書により本人確認をさせていただきます。

印鑑証明書の発行には、印鑑登録証のカードも必要です。

・**ゴミ処理利用券**
長下処分場、クリーンリサイクルセンターのゴミ処理利用券は、予約がなくても発行できます。また、本人でなくても受け取ることができます。

問い合わせ先

住民福祉課

☎ (77) 2221

虫歯 のない子



幼児歯科健診で虫歯が1本もない子どもたちを紹介します。

3・4歳は正しい食習慣を作る大切な時期です。よく噛んで食べるようにしましょう。

家族ぐるみで、食後の歯磨き習慣をつけ、汚れのとれないところは、仕上げ磨きをしてあげましょう。



齊藤 愛唯ちゃん
(上仏社)



武石 彰太ちゃん
(長信田)

ふれあい体験学習

8月5日、中学3年生を対象に、赤ちゃんにふれあい、父親になること、母親になることを考えるきっかけとし、また命の尊さを学ぶためにふれあい体験が行われました。

最初はおそろおそろ赤ちゃんを「抱っこ」し、澄んだ瞳に自然と笑顔になっていました。

アンケートには、両親に対して育ててくれたことへの感謝や、赤ちゃんと接して貴重な体験ができたとの回答がたくさんありました。



放課後児童クラブカボチャ収穫

8月23日、放課後児童クラブでは、6月5日に食生活改善推進員から指導を受けながらみんなで植えたカボチャを収穫しました。

思いのほかたくさんの収穫があり、11月にはカボチャを使った料理教室を予定しています。



認知症を正しく理解しよう

シリーズ
2

認知症と加齢による物忘れの違い

区別はつきにくいものですが、次第に違いがはっきりしてきます。

認 知 症	加 齢 に よ る 物 忘 れ
○体験そのものを忘れる。(食べたこと自体を忘れる) ○日付や曜日、場所がわからなくなる。 ○物忘れの自覚がほとんどない。 ○時に作り話(つじつまを合わせる)がみられる。 ○探し物は誰かに盗まれた、と思う。	○体験の一部を忘れる。(何を食べたか忘れる) ○日付や曜日、場所等をまちがえることがある。 ○物忘れの自覚をしている。 ○作り話はみられない。 ○探し物は努力して見つけようとする。

認知症はこんな症状が出る場合もあります

記憶障害等のある方が、周りの人間関係の中で苦しんだり、悩んだり…感情的なもつれが背景となって起こる症状もあります。しかし、**適切な治療(薬やまわりの人の対応等)により、症状が軽くなる**こともあります。

- 不眠 → 日中はうたた寝、夜になると眠れず落ち着かなくなる。
- せん妄 → 幻視(何もないのに虫がいる、と言う等)や幻想が現れて、しばしば興奮することもある。
- うつ状態 → 気分が落ち込んで悲しむ、何事にも意欲がない。

お医者さんにかかる時…診察・検査

まずは、**かかりつけの医師**に相談しましょう。専門的な検査や治療が必要な場合は紹介してくれます。かかりつけの医師がいない場合は、**精神科・神経科・老年科等**に相談しましょう。

(上小阿仁村地域包括支援センターでも医療機関を紹介いたします。電話：77-3008)

- ①本当に認知症かどうか調べる
 - ・問診(いつ頃から?どんな状態?等、状況を伝えましょう。)
- ②原因となる病気は何か調べる
 - ・一般内科的診察(運動機能、^{はん}腱反射検査等)
 - ・血液、尿検査(全身の状態をみるために)
 - ・CT、MRI(脳の変化をみるために)

早期発見・早期治療が大切!

認知症は本人にはわかりにくいもの。受診には必ず家族が付き添いましょう。本人を受診させることが難しい場合は、まずは家族が医師に相談するのもいいでしょう。対処の方法を知るいい機会にもなります。



認知症の治療は?

- ①薬物療法：症状の進行を遅らせる薬、症状を軽くする薬がある。
- ②症状にあわせたケアや生活指導：今までの生活リズムを保ち、できるだけ家事等も続ける。
- ③心理療法：懐かしい思い出を話し合うことで脳が活性化される回想法、園芸療法、音楽療法等。
- ④リハビリテーション：レクレーション等で脳に刺激を与える、心身機能を保つためのリハビリ。
- ⑤介護も治療のひとつ：まわりの人の対応によって症状が落ち着くこともある。『安心』の環境づくりを。

認知症の相談は?

- ◎秋田県認知症コールセンター(秋田県長寿社会振興財団)
電話番号 018-829-2275
受付時間 午前9時~午後5時まで(日曜・祝日・年末年始を除く)
- ◎上小阿仁村地域包括支援センター(保健センター内)
電話番号 0186-77-3008



- 相談は**無料**
- 認知症介護の関係者や介護経験者等の相談員が対応します。
- 秘密は厳守**します。

生涯学習センター だより



☎60-9000

第45回 五城目・上小阿仁間

駅伝競走大会

恒例の五城目・上小阿仁間駅伝競走大会が、10月3日(日)に開催されます。

今年は、五城目町から午前11時のスタートとなります。午後1時〜2時ころトレーニングセンター前のゴールへ到着する予定です。皆様のご声援をお願いします。



生涯学習週

生涯学習村民のつどい

展示作品と発表会参加者を募集します

10月18日(月)から24日(日)を生涯学習週間として「生涯学習村民のつどい」を開催します。

この期間の展示作品及び最終日の学習発表会に参加するグループを募集します。

日ごろの学習成果を、この機会に発表してみませんか。

◆作品展示

絵画、書道、俳句、写真、パッチワークなど、その他のものも含めて、日ごろの学習の成果となる作品を募集します。

●作品の申込み

10月8日(金)までに、作品の大きさ、出品点数、作品名、氏名、集落名を公民館までお知らせください。

●作品の搬入

10月18日(月)
午前9時〜正午まで

●展示期間

10月18日(月)〜24日(日)

◆作文・読書感想文

テーマは自由です。
応募された作品は選考して表彰いたします。
記念文集を作成し、応募者へ贈呈します。



します。

●出品枚数

四百字詰め原稿用紙2〜5枚

●内容

題、住所、氏名、年齢を明記してください。

●作品の申込み

10月8日(金)までに、公民館必着でお届けください。

◆学習発表会

自主活動グループや保育園児、小学生の学習発表会を開催します。
出演順については公民館で決定しますのでご了承ください。

●日時

10月24日(日)
午前9時〜正午まで

●演目について

舞踊は1グループにつき1演目
カラオケは1人1曲まで。

●申込み・締切り

公民館の申込用紙に記入の上、
9月24日(金)までに、公民館必着でお届けください。

○問い合わせ先

上小阿仁村公民館

☎(60) 9000

体育の日記念行事

10月11日(月)体育の日記念行事を開催します。

開会式を午前8時45分から、小沢田ふるさと公園(雨天時はトレーニングセンター内)で行います。お気軽にご参加ください。

●歩こう会 (開会式終了後)

コース ふるさと公園→五反沢→杉花→ふるさと公園
(距離 約4.2km)

●グラウンドゴルフ (午前9時半)

場所 ふるさと公園芝生
内容 中学生以下の部
一般の部

●ユニカール (午後1時30分)

場所 地域センター体育館
(旧小沢田小)
内容 初心者部を設けます。
初めての方も是非どうぞ

※当日、上ノ岱テニスコート・トレーニングセンターを無料開放します。(午前9時〜午後5時まで)

※雨天時はトレーニングセンターで
ニュースポーツ交流会を行います。

お盆将棋・囲碁大会 試合結果

お盆将棋大会が8月21日(土)に、
囲碁大会が8月22日(日)にそれぞれ
若者センターで開催されました。
将棋大会には3名、囲碁大会には
7名が参加し、対局を楽しみました。
結果は次のとおりでした。

【囲碁大会】

優勝 小林悦蔵さん(北秋田市)
第2位 村田洋一さん(沖田面)
第3位 齊藤峰吉さん(福館)
将棋大会は、順位を決めずに交
流親睦を深めました。

パソコン講座開催(初級)

◎第1回 はじめてのパソコン

10月13日(水)〜15日(金)

◎第2回 ワード・エクセル基本

操作(入門と活用)

10月27日(水)〜29日(金)

【時間】 午後3時〜5時

【会場】 地域センター

【受講料】 無料

【募集人数】 各回7名

【募集期限】 9月30日(木)

【対象】 村内在住の方

○申込・問い合わせ先

上小阿仁村公民館

☎(60) 9000



かみこあに 総合型クラブ スマイル活動予定

卓球のつどい

9月14日、28日、30日、10月5日

午前9時30分〜

9月30日、10月7日

午後7時30分〜

トレーニンングセンター

バレーボールのつどい

10月1日、8日

午後7時30分〜

トレーニンングセンター

ユニカールのつどい

毎週木曜日 午後1時〜

地域センター(旧小沢田小)

太鼓のつどい

9月23日、10月6日

午後7時30分〜

生涯学習センター

これらには公民館社会体育委
託活動が含まれています。

参加希望者はトレーニンングセ
ンターへお問い合わせください。

○問い合わせ先

かみこあに総合型クラブ事務局

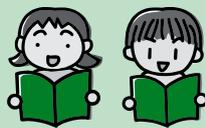
☎(77) 2221 内線57



開館時間は午前9時〜午後7時
ひとり5冊まで、10日間貸出しています。

★図書館は、生涯学習センター1階、正面玄関から入ってまっすぐ奥です。

新しく入った 本の紹介



- ◆ Nのために (湊 かなえ)
- ◆ 存在の美しい哀しみ (小池真理子)
- ◆ 早春の化石 (柴田 哲孝)
- ◆ 栄養成分の事典 (則岡 孝子)
- ◆ 山歩きの基本がわかる本 (川名 匡)
- ◆ 何とかなるさ! ままは宇宙へ行ってきます (山崎 直子)



夏休み中の学習の様子

紹介した本の他にもございます。どうぞ、ご来館ください。

10月恒例の『古本市』の予告です

生涯学習週間(10/18~10/24)の土曜日(23日)
に恒例の『古本市』と『だれでも工作』を行います。

ご家庭で不要になった単行本を図書館で回
収し、当日館内で欲しい方に無料でお持ち帰
りいただきます。(残った場合は処分しますので
同意できる方に限ります)本の回収は、来月の広報
発行日から一週間の予定です。

また、雑誌「non.no」「すてきな奥さん」等の
付録も出す予定です。

詳細は広報10月号をお読みください。

休館日 のおしらせ

9月20日(月) 敬老の日

9月23日(木) 秋分の日

10月11日(月) 体育の日

祝日のため休館します。

一般質問

村長答弁

ものであります。

② 水道の基本料金は、村民の平均所得で決めるものではない。

回答…質問者のこの主張も同様に実態を正しく認識していない結果の間違いであります。①の質問と同様に「村民の平均所得だけで決めるものではない」がより正しい表現です。

しかし、この点についても当局は、村民の平均所得だけで決めてはいませんが、やはり料金設定においては、村民の平均所得も重要視しております。つまり、平均所得の低い自治体は、相対的に所得の低い層の割合が大きいの自治体でもあります。その場合に基本料金を高く設定することは、誠に非社会的、不公正な政策であって、これは是正の必要があります。結局は、自治体の平均所得も参考にしながら、総合判断の結果の料金設定であります。

公共料金は、優れて利用者全体の所得状況を重視すべきものであることは常識かと考えます。公共料金や税金の賦課は、所得の

◇長井直人議員の一般質問
公共のホームページで私的な論拠や構想を公表することはいかがなものか。議会の場で議論すべきではないか。

回答…ご指摘の上小阿仁村のホームページで村長からのメッセージ欄に掲載された「水道基本料金値下げの件」は、「広報かみこあに7月号」

にも掲載されているもので、従って、公人としての村長が、水道料金体系の見直しの根拠を村民の皆様説明する内容であって、その限りで、新聞での意見表明等のように、私人的考察を行っているものではないと見做しません。政策課題の実現としての水道料金の扱い、並びにその根拠づけは、優れて公的性格を帯びるものであつて、決して私的な発言を行っているものではないと見做しません。

議論の常識として、村長が水道問

題について広報や村のホームページに公表する内容を質問者が「私的な論拠」と断定するには、公私の定義をふまえ、定義に従つて、この部分が「私」であると指摘する責任があります。質問者は、何を以て私的、また何を以て公的と位置づけられるのですか。まずはその定義をお示しください。

更に、質問者は、「議会の場で論議すべき」との仰せであります。既に6月議会の場で説明をし、全員で審議しましたが、ご理解いただけないが故に、全会一致の否決となつた経緯については、繰り返し必要はないようであります。さて具体的に回答致します。

《現状について》

① 水道の基本料金というものは周辺自治体との比較で決めるものではない。

回答…質問者の言われる、「周辺自治体との比較で決めるものではない」は、全くの間違いで、むしろ「周辺自治体との比較だけで決めるものではない」の方がより正しい主張になります。いかがですか？しかし、当局は、周辺自治体との比較だけで決めてはけません。6月の全員協議会で議員の皆さまに配布し、審議した資料、そして7月の広報（12〜16頁）及び8月の広報（10〜11頁）をご参照ください。ここでは、周辺自治体のみならず、秋田市を含む11の自治体を挙げております。周辺自治体との比較、あるいは秋田県の多くの自治体の料金体系を参考にすることは行政の手法として、ごく常識的であり、正当化されるものであります。

その他、様々な比較を行いながら、総合的に判断することは不可欠であります。当局は、そのような総合判断の結果、料金体系の見直しをした

多寡を無視して行われてはなりません。

③ 国民年金生活者へ配慮した料金設定は、逆に公平性に欠ける。

回答…質問者の上記の主張が間違っている証拠を示しましょう。

上記の反対の主張を提示すれば、「国民年金生活者へ配慮しない料金設定は、公平である」となり、まったく意味をなさなくなってしまう。

当局は、当然のことに、国民年金生活者に配慮しておりますが、そればかりではなく、それ以外に多くの失業者や体調不良に苦しむ人々にも配慮して、総合的に判断した結果、基本料金と超過料金を設定したわけです。

つまり、秋田県で最高基本料金グループに属する基本料金がある程度下げ（10立方メートル2,625円から5立方メートル1,680円に）、超過料金を1立方メートル53円（秋田県で一番低い）から95円（それでも最低料金グループに入る）に改正したのです。

しかもこれによって、村営水道の収入総額はほぼ変わりません。

従って、基金取り崩しの時期も現行料金でも、改定料金でも変わりはありません。新しい料金設定こそがむしろ現在よりも、より公平と思われませんが、いかがですか。

つまり、経済弱者が安心して使える水道の実現を改定料金は目指しています。それとも、質問者は、現行料金体系こそが公平と主張されますか。もしそうならばその根拠をお示しください。それとも質問者は、「国民年金生活者に配慮しない料金設定こそ公平である」とお考えですか。その根拠はどうですか。

④ 不公正かどうかは、その料金設定次第。前の料金設定の検証「が必要？」

回答…「前の料金設定ではなく、現在の料金の設定のことで理解しておりますが」

しかし、質問者は、広報かみこあに7月号の内容を正しく理解しておられないようであります。そうであれば、これまで、①から③までの主張が出ないはずであります。

さて、検証と申されますと、料金設定に至る歴史的背景について知りたいのか、あるいはその正当性について検証すべきかよくわかりません。仮に前者「料金設定に至る歴史的背景」であるとするれば、比較的短期間に、大量の水道工事を行ったことにより、借金返済の必要に迫られ、その心理的重圧下に於いて、秋田県で一番高い基本料金を設定したものと推定されます。

しかし、実はそうしなければならぬ必然性はなかったのであります。基本料金を秋田県で最高額に設定する代わりに、現行料金を比較的安く抑え、それに代わる収入として、超過1立方メートル毎に秋田県で恐らくは最低額の53円から95円に上げようとするものです。95円でも秋田県下で最も低い料金グループに抑えてあります。これによって、水道収入総額はおおむね現行通りと算定されます。人口減に加え、一定額の修理代を参入して一定期間毎に見直しをしていけば、私は5年程度の期間が適当と考えていますが、将来状況に十分に対応できると考えております。

なお村の新料金体系は、未だに加入していない、沖田面の水道料金

体系に、非常に近いものであります。沖田面を選挙地盤とされる議員諸氏は、当然のことに、自らの地域の水道料金体系が現行村営水道の料金体系よりも域内住民にとって喜ばしい料金体系であると看做しておいでのことと推定されます。そうであるならば、村の改善提案に何故に反対されるか、理解に苦しみます。村の水道事業に加入せず、低い基本料金を続け、その低い料金体系に限りなく近づけようとしている村の改善策に全員で反対する議員諸氏の行為は、村民の多くは理解が困難と思われまます。村営水道利用者の7割以上の人々の喜びに背を向ける根拠を明白に示す責任があります。議員諸氏が「自分の家の水道料金が高くなるから」などという理由付けは、よもやあるまいと私は信じております。水道を多く使う家庭は、人数が多く、高校生までの子供を抱えており、複数の稼ぎ手が居る家庭がほぼ全体像です。すなわち原則的に合算所得の高い家庭であります。

議員諸氏は、はつきりとした反対の理由を今一度、当局と村民にわかり易く説明する義務が議員の側にあります。（広報かみこあに7月号16頁参照）

《改善提案について》

①ナンセンス。本来の水道料金としての公平性・平等性に欠けている。

回答…ナンセンスと言う言葉は、本来部分否定ではなく、村当局の改善提案の全面否定であります。これは価値評価であります。しかし、価値評価は、総合判断の結果でなければなりません。質問者は、総合判断をやった結果、この全面否定をやっているのですか。

質問者は、公平性・平等性という言葉を理解された上で使っておられるという前提で、用例を挙げて、お応えいたします。

先ず「公平性」について説明しますが、例えば、所得が低く、使う水の量が少ない人に対し、県内で最高の基本料金を求めることは、公平な政策ではありません。従って、村当局の水道改善提案は、水道基本料金の基本水量を10立方から5立方に下げ、2,625円から1,680円に下げ、超過料金1立方を従来の53円から95円に改定するものであります。尚参考までに申し上げますが、超過料金1立方53円は、秋田県の自

治体で最低料金であり、たとえこれが95円に値上げされても、秋田県の平均よりもはるかに低い料金に抑えられております。論理的思考が出来る方々は、基本料金を相対的に下げ、超過料金を相対的に上げる改善提案が従来の料金体系に比べ、より公平である事をご理解いただけると思えます。

平等という概念には、数学的平等と比例的平等が存在することについては、既に2千数百年前にギリシャの政治哲学者アリストテレスが述べております。今般の「平等性に欠ける」と言う質問者の発言が、前記の二つの概念のどちらを意味しているか定かではありませんが、一応その両方を意味していると前提して説明してまいります。

数学的平等に関しては、例えば選挙に於ける一人一票がまさに数学的平等です。比例的平等の典型的用例は、累進課税制度であります。年収の高い人には、所得の累進率が高くなります。これが比例的平等の適用例です。さてこの両平等概念を水道料金に適用しますと、基本料金算定量を10立方とし10立方以上使う人にも、5立方以下しか使わない人にも2,625円徴収する

ことは、数学的平等に反するばかりか、比例的平等にも反します。何故なら、10立方で2,625円は、1立方262.5円につきましますし、5立方以下の人は、本来多くとも半分の1312.5円以下であれば、数学的平等に合致するからです。つまり10立方以上使う人の基本料金(2,625円)は、5立方以下しか使わない小口消費者の犠牲の上に成り立っており、その限りで比例的平等にも反します。

そこで、5立方を基本料金の算定基準とし、1,680円とすれば、数学的平等は、5立方までは、利用者全員が平等に負担することになり、1立方当たり336円となりまします。問題は、5立方以上消費する家庭についてであります。例えば超過料金1立方あたり336円を適用すれば、全く均一の数学的平等は維持されます。しかしこれは、大口消費者にとっては余りにも不利で、村当局が調べた限り、秋田県内でもこれほど高い超過料金を設定している自治体はありません。最高が五城市の1立方 315円、最低の秋田市が1立方あたり、10立方までは57円、10立方超20立方まで141円、20立方超50立方までは199円です。村

当局の改善提案の超過料金は1立方95円で、それでも最も低い料金グループに属しております。これを知る為にも、周辺自治体あるいは県内の自治体の料金体系を参考にすることは極めて常識的な調査手法であります。

結論を申し上げますれば、質問者の価値評価による「ナンセンス、公平性、平等性に欠ける」との主張は、「経済弱者には軽く、経済的に恵まれた人には応分のご負担をいただく」という極めてノーマルな世界の常識であり、このような、おそらく小学生でも理解可能な常識を理解できない結果を意味しております。(広報かみこあに7月号13頁参照)

②村の現状と今後の人口推移。
H22年3月作成の水道ビジョンに沿った計画を総収入の維持だけで本当に大丈夫か。

回答…村当局は、村営水道の総収入の維持に配慮する事に加え、適宜見直しをかけ、先ほども申しました通り、5年を想定していますが、事態の急変に備えることとしておりま

す。それでも不十分と思われ、しかも不十分と主張される場合には、その根拠をお示し願いたいと存じます。

③問題は、高い基本料金と、低い超過料金を是正する事ではない。視点がずれている。

回答・村当局は、これまで、再三にわたって、高い基本料金と低い超過料金が、収入の低い人々（経済弱者）の負担を異常に重くし、その限りで、社会的に不公正・不平等であると説明し、それ故にこの体系の是正を提唱し、その根拠を説明してまいりました。それとも、質問者は、村の現行水道料金体系が秋田県でベストであり、是正の必要が全く無いとでも主張するおつもりですか。そうであるとするならば、沖田面の住民である質問者が、どうして沖田面の料金体系を止め、村の現行体制に加入する主張を行わないのでしょうか。両者のどちらも改定の必要がないとでも主張するおつもりですか。そうであるとすれば、このような態度は議員として、あまりにも無責任極まりないことになりませんか。

質問の内容が自己矛盾に陥っては、議論になりません。

更に「視点がずれている」との質問者の主張は、一方的な価値評価であります。それには根拠が必要です。如何なる根拠をお持ちですか。どの部分の視点がどのようにずれているのでしょうか、しかもその根拠は何かですか。先ず質問者の説明の後に、これにお応えいたします。根拠のない価値評価は、聞く者にとって、単なる「無責任な言いたい放題」という評価になりましょう。議会は、そのような発言の場ではないことをご理解いただかなくては、議会の資質が問われることにもなりかねません。価値評価の根拠が示されるべきであります。

④現状の簡易水道事業特別会計自体、総務省が指導する地方公営企業繰出金の基準を大幅に上回る一般会計繰出金についてどうとらえているか。

回答・質問者は、ご自分の質問内容をはつきりと理解された上で、質問されているのでしょうか。

先ず村当局が、総務省基準を大幅に上回る一般会計繰出金を出し続けているとすれば、それは、前政権が比較的短期間の間に、多くの上下水道工事を行った結果であります。現政権は前の客観的財政の実態に否応なくしばられますが、しかし、これとて全面的かつ細部に至るまで拘束されるものではありません。上下水道の料金体系の部分的是正もその一環であります。

なお総務省の基準といっても絶対的なものではなく、それぞれの自治体の実情に合わせて、多少の修正・調整は行政上可能とされております。この点については、既に上下水道事業の為の起債を行う時点で、国・県との間で了解済みのはずでありますし、その時々議員が承認してきたはずであります。それとも、質問者への情報提供者は、異なる見解を質問者に述べているのですか。

一般会計からの支出は、既定のものであり、水道料金が不足しているために繰り入れているものではありません。国が、交付金の削減によって、客観的に不利な状況を作り出している現況では、ピーク時の3分の2程度に減額されている一般会計に占める水道繰入の割合「%」は、当

然上昇することになりますが、国、県、村当局、村議会が私の就任以前に決めたことについては、私は、返済計画の実行を余儀なくされておる首長であります。

国「総務省」の指針について、優先順位をつけ、多少の超過を行くことは、市町村首長の裁量事項に入ると理解しております。更に、国、県、村当局、村議会が今さら、違反をうんぬんする立場にはないと存じます。従って、違反の追及があるとは考えられません。現実には、この点について、国、県からの連絡もありません。ご安心ください。

⑤「上小阿仁村水道ビジョン」を踏まえた水道料金改定になつているか。人口減と少子高齢化による、水道料金の減少を踏まえた、経営維持の為の料金設定なのか。現行料金設定を細解きながら、今回の料金算定根拠を提示願いたい。

回答・上小阿仁村水道ビジョンは、人口減と少子高齢化をある程度踏ま

えた上で策定されております。これに状況の変化に応じて適宜見直しが行われる事になっております。つまり、あらゆる長期計画には、一定「適宜」の見直し・調整が行われる事が前提とされております。これに加え、今般の料金改定は、従来の水道料金総収入の維持を、具体的には、基本料金低下に基づく減収を追加料金を上昇に基づく増収によるバランスを旨指すものであります。（広報かみこあに7月号13頁参照）

⑥ 今回の提案については、内容の重要性の割りに、ことを運ぶのが余りにも早急すぎる。もっと議論をして内容を精査し、上水(道)のみに関わらず、農(業)集(落排水)、下水(道)と併せてじっくり協議すべき。

回答…ご参考までに申し上げます。行政サービスには優れて時間的要素を忘れてはならない事です。水道料金改正問題は、既に2月と5月に村簡易水道等連絡協議会に資料が提出され(水道料金の改正について(案):2月25日:5月27日)、審議

され、了承されております。(広報かみこあに7月号14頁参照)

しかもそこでは、2月には二人5月には一人の議員がこの協議に参加しており、2月に指摘された事項を踏まえ、5月に資料を整え、修正提案し、協議会の同意を得ております。その上で、6月議会に提出されました。その際、それに先立つ6月4日の全員協議会に、以下の資料が提出されました。(資料:長期シミュレーション、総使用水量・総戸数、改定案)

私は、料金改正の内容が重要であるが故にことを急ぐべきでないという主張を正しいとは考えません。重要であるからこそ、事を急ぐべきなのです。沖田面に居住する議員諸氏が、低い基本料金10立方で1,680円を享受し、当該地域の料金体系に可能な限り近づけようとする村当局に対し、水道料金と下水道料金との一括解決や慎重審議を条件づけ案件が結果的に引き伸ばしされる事は、全く許されざる事であります。また、当該地域の住民たる議員も村内水道の村経営化を承認した経緯があり、その上で自分の地域だけは低料金、独自の水道を継続する態度は、あまり良い印象を受けませんが、いかが

でしょうか。

ともあれ、選出基盤がどこであれ、議員の中で、この改善提案を引き伸ばす決定をする方々を村民の多数は信用できないと感じているようであります。議員諸氏の引き伸ばし行為は、沖田面を除いた村営水道参加者の約70%の利益に反する行為であります。村民は、議員諸氏の一举一動を観察しております。

前政権が水道料金を決定してから、既に4・5年以上になります。それほど月日が過ぎていくにも拘らず、その当時村営水道への統合決定に参加した議員6名を含めて、全ての議員諸氏が村当局の料金改定に反対する態度の背景には、何があるのでしょうか。お一人お一人の意見をうかがいたいものであります。

集落・村の活性化のために若者の発起を促す政策を

1. 村独自の各種団体、グループ等提案型新規事業の予算化、年間一定額を分割して(例100万円を50万円、30万円、

10万円、5万円×2口の5組)の補助。

2. 村単独での集落行事、伝統芸能への活動支援や広報支援、活性化支援金の交付。

3. リーダーの育成と国や県の交付金、補助制度の照会と斡旋。行政と若者の接点作り。

答弁…少子高齢化が進み、集落としての機能低下が危惧される本村にとつて、当然、集落の活性化を図っていくことは必要不可欠であり、その対策が重要な課題となっております。

集落の活性化、地域の活性化、団体・グループの活性化が村の活性化につながっていくものと思っております。

1点目について

提案型事業については、地域の活性化、村の活性化等について、ご自由にご提案いただければと思います、物産センター入口に提案箱を

設置しておりますが、なかなかご提案が無いのが現状であります。

大変に良いご提案でありますので、補助金を導入していくためにも、補助金の交付要綱の制定が必要であり、もし、制定するとした場合、対象事業の範囲、補助金の額、審査会等どのような要綱の内容にしているのか、議会とも協議しながら、早急に検討していきたいと思っております。

2点目について

集落行事も高齢化（45・6％：県長寿社会課22年度公表）の進行に伴い、徐々に実施できなくなっているのが現状であり、また、現在の村の無形文化財として、小沢田駒踊り保存会、大林獅子踊り保存会の2団体について保存・育成を図るため、毎年補助金を交付しているところがあります。その他にも裸参り、鳥追い、ねぶた流しなども年中行事として行われておりますが、後継者不足等により伝承が困難になっている現状であります。

1点目のご質問と併せて、独自の助成制度ができないか、具体的に検討していきたいと思っております。

3点目について

一般質問通告書の具体的な質問要旨があまり理解できないわけですが、若者といわず、リーダーの育成は、いろいろな分野において事業を展開していく中で、当然リーダーシップを取っていただく方が必要であり、育成していかねければならないと思っております。

地域の活性化のため、国・県、その他の団体から、色々な分野における助成制度がございますので、具体的に対象となる事業を行いたいのが、これに対する助成制度あるや否やにつき問い合わせただければ、調査し、対象となる場合には、斡旋又は助成することもできますので、ごしどし問い合わせしていただければと思っております。

行政と若者の接点作りですが、若者といわず、村民全体との接点作りをしていかなければならないと思っております。

ただ若者のパワーと行動力には期待することが大きく、ごしどし行政運営に参画していただきたいし、その環境作りを進めていかなければならないと思っております。



8月31日未明から降り始めた雨は降ったり止んだりを繰り返しながら、村内各所に大きな被害をもたらしました。
村では、午後0時50分、災害対策部を設置し、被害状況の確認とともに、消防機関と連携し、土のうの配布などを行いました。
自主避難された方は1名で、その他の被害はありませんでした。
その後、19時10分に災害対策部を解散しました。

8月31日 大雨で被害



主な被害（9月2日 17時現在）

- 住宅床下浸水 15棟
- 非住家床上浸水 1棟
- 農地冠水等（田・畑） 81ha
- 道路関係 13箇所
- その他 家畜・家禽ほか